

紀美野町第3回臨時会会議録

令和3年4月23日（金曜日）

---

○議事日程（第1号）

令和3年4月23日（金）午前9時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 諸般の報告について
- 第 4 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて  
(紀美野町税条例等の一部を改正する条例について)
- 第 5 議案第46号 専決処分の承認を求めることについて  
(紀美野町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について)
- 第 6 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和2年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第4号)について)
- 第 7 議案第48号 紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第49号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第50号 紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第51号 工事請負契約の締結について
- 第11 議案第52号 控訴の提起について
- 第12 議案第53号 令和3年度紀美野町一般会計補正予算(第1号)について
- 第13 議案第54号 令和3年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第14 発委第 1号 紀美野町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 第15 閉会中の継続調査の申し出について  
(議会運営委員会)
- 

○会議に付した事件

日程第1から第15まで

---

○議員定数 12名

○出席議員

---

議席番号	氏名
1番	桐山尚己君
3番	藤井基彰君
4番	上柏皖亮君
5番	七良浴光君
7番	西口優君
8番	北道勝彦君
9番	向井中洋二君
10番	美野勝男君
11番	美濃良和君
12番	伊都堅仁君

---

○欠席議員

2番	廣瀬隆一君
6番	田代哲郎君

---

○説明のため出席したもの

職名	氏名
町長	寺本光嘉君
副町長	小川裕康君
教育長	東中啓吉君
消防長	家本宏君
総務課長	坂詳吾君
企画管財課長	中前貴康君
住民課長	東浦功三君
税務課長	坂昌美君
保健福祉課長	森谷善彦君

産 業 課 長 吉 見 將 人 君  
建 設 課 長 米 田 和 弘 君  
教 育 次 長 曲 里 充 司 君  
会 計 管 理 者 太 田 具 文 君  
水 道 課 長 長 生 正 信 君  
ま ち づ くり 課 長 湯 上 増 巳 君  
美 里 支 所 長 (湯 上 増 巳) 君  
代 表 監 査 委 員 菊 本 邦 夫 君

---

○欠席したもの

な し

---

○出席事務局職員

事 務 局 長 井 戸 向 朋 紀 君  
書 記 西 本 貴 哉 君

## 開 会

○議長（伊都堅仁君） 皆さん、おはようございます。

廣瀬議員及び田代議員から欠席届が出ていますので報告します。

ただいまから令和3年第3回紀美野町議会臨時会を開会します。

（午前 9時00分）

---

○議長（伊都堅仁君） これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（伊都堅仁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、10番、美野勝男君、11番、美濃良和君を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（伊都堅仁君） 日程第2、会期の決定について、議題とします。

議会運営委員長から調査結果の報告を願います。

議会運営委員長、上柏皖亮君。

（議会運営委員長 上柏皖亮君 登壇）

○議会運営委員長（上柏皖亮君） 皆さん、おはようございます。

昨日、議会運営委員会を開催しましたので、その結果について報告いたします。

会期は本日1日限りとし、会期中の会議予定表については、お手元に配付の会期日程表のとおりであります。

以上で、報告を終わります。

（議会運営委員長 上柏皖亮君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） お諮りします。

本臨時会の会期は、ただいま報告のとおり、本日1日限りとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議の会期は、本日1日限りと決定しました。

◎日程第3 諸般の報告について

○議長（伊都堅仁君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果に関する報告が提出されております。お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

本臨時会に提出された案件は、お手元に配付のとおりです。

この際、町長から臨時会招集の挨拶の申出がありましたので、これを許可します。

町長、寺本君。

（町長 寺本光嘉君 登壇）

○町長（寺本光嘉君） 皆さん、おはようございます。

本日、令和3年第3回紀美野町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位をはじめ関係者の皆様方には、何かと御多忙中にもかかわらず御出席を賜り、開会の運びとなりましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

令和2年度末で9名の職員が退職し、去る4月1日には8名の新規採用職員を迎え、新たに4人を課長に昇格させることを含めた人事異動を行い、新体制の下に新年度がスタートしたところであります。

4月上旬には、65歳以上の高齢者の方へ、新型コロナウイルスワクチン接種の御案内を送付し、15日から受付を開始いたしました。ただいま5月1日から始まる接種開始に向け、鋭意準備を進めているところでございます。

また、4月26日には、星の動物園環境整備事業の完成に伴い竣工式を行う予定で、議員の皆様にも御臨席を賜りたく御案内を申し上げたところではございますが、今月に入りまして新型コロナウイルス感染状況、また、和歌山県全体に外出自粛要請が発出されている中で、規模を縮小しての開催といたしました。また、後日、リニューアルイベントを予定しておりますので、誠に残念ではございますが、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、トヨタ・モビリティ基金を活用した事業が、長谷毛原地区で来月下旬から展開されます。これは、元気長谷毛原会が運行主体となり、地域住民の買物支援事業を実証実験として実施するもので、町といたしましても、実証実験を見守りながら、できる範囲での支援を行っていきたいと考えてございます。

また、新型コロナウイルス対策といたしまして、大学生等の就学支援として、応援給付を行うとともに、事業所に対し、製造業等機械設備修繕補助予算等を計上しております。

さて、今臨時会に上程いたしています案件は、議案第45号から議案第54号までの10件でございます。専決処分の承認を求める案件が3件、条例の一部改正に係る案件が3件、工事請負契約の締結に係る案件、控訴の提起に係る案件、令和3年度紀美野町一般会計及び特別会計の補正予算に係る案件が2件でございます。

この後、担当課長より詳しく御説明申し上げますので、十分御審議の上、原案どおり御承認、御可決くださいますようお願い申し上げます。臨時会招集に係る挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第 4 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて

(紀美野町税条例等の一部を改正する条例について)

○議長 (伊都堅仁君) 日程第4、議案第45号、専決処分の承認を求めることについて、議題とします。

説明を願います。

税務課長、坂君。

(税務課長 坂 昌美君 登壇)

○税務課長 (坂 昌美君) おはようございます。

それでは、私のほうからは、議案第45号について説明させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。

議案第45号、専決処分の承認を求めることについて。

紀美野町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条の第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和3年4月23日提出 紀美野町長 寺本光嘉

2ページを御覧ください。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、紀美野町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日 紀美野町長 寺本光嘉

理由でございます。令和3年3月31日において、地方税法等の一部を改正する法律

等が公布され、原則として令和3年4月1日から施行されることとなるため、紀美野町税条例等の一部を改正する必要が生じたためでございます。

次のページをお開きください。

紀美野町税条例等の一部を改正する条例。

令和3年3月31日

条例第 18 号

紀美野町税条例等の一部改正。

第1条、紀美野町税条例等の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

それでは、改正内容でございますが、まず、第24条第2項は、地方税法施行令の改正による改正で、扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直しを踏まえ、個人住民税の均等割の非課税限度額における扶養親族の定義を定めたもので、「扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」の追加により、扶養親族を明確にしたものでございます。

続きまして、次に3ページ下段から6ページ中段の第34条の7は、所得税法施行令の改正による改正で、寄附金の範囲が見直されたもので、特定公益増進法人等に対する寄附金の別枠の損金算入限度額について、その対象となる寄附金から出資業務に充てることが明らかな寄附金を対象から除外するものでございます。第1号のロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及びチには、「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を、又は、「もの、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの及び次号に掲げる」の文言をそれぞれ加えるものでございます。

次に、6ページ中段の第36条の3の2第4項は、給与所得者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認が廃止となる改正でございます。「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」とする文言の改正及び「次条第4項」の次に「及び第53条の9第3項」を加えるものです。

次に、7ページの第36条の3の3第1項は、個人住民税に係る公的年金受給者の非課税限度額の算定の基準となる扶養親族の文言の改正で、「控除対象扶養親族を除く。」を「年齢16歳未満の者に限る。」にするものでございます。

次の第4項は、公的年金受給者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認が

廃止となる改正で、文言の改正でございます。

次に、8ページの第53条の8が、退職所得申告書の定義に係る規定の整備によるもので、「第3項並びに」を追加するものでございます。

次に、8ページ中段から9ページの第53条の9第3項は、新設で、退職所得申告書の電子提出に係る税務署長の承認が廃止となる改正によるもので、第4項は、前項の新設による読替規定の整備でございます。

次に、9ページ中段の第81条の4は、三輪以上の軽自動車に対する環境性能割の税率区分の見直しに係る読替えの規定の整備でございます。

次に、9ページ下段から10ページの附則第5条は、個人住民税の所得割の非課税限度額算定における扶養親族の定義を定めたもので、「扶養親族」の次に「年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。」の文言の追加でございます。

次に、10ページ中段の附則第6条は、健康の維持推進及び疾病の予防への取組として、一定の取組を行う個人が受けられる医療費控除の特例の期限が5年間延長されたもので、「令和4年度」を「令和9年度」に改正するものでございます。

次に、10ページ下段から12ページ中段の附則第10条の2は、法改正に合わせた改正で、固定資産税の特例を定めたもので、第10条の2第1項から第12項は、項ずれの改正でございます。

第13項は新設で、特定都市河川浸水被害対策法等の規定により、認定を受けた雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準を、価格の3分の1の割合を乗じた額とするもの。

第15項は、法第64条は中小企業の先端設備等に該当する家屋や建築物に関する固定資産税の課税標準の特例を定めたもので、法改正による文言の改正でございます。

次に、12ページ中段から16ページにつきまして、附則第11条は、固定資産税の特例に関し、附則第11条の2から附則第13条までの土地の特例について、平成30年度から令和2年度までだったものを、令和3年度から令和5年度まで3年間延長したということによる規定の整備でございます。

次に、16ページ中段から17ページ中段の附則第15条は、特別土地保有税の特例を定めたもので、平成30年度から令和2年度までだったものを、令和3年度から令和5年度まで3年間延長した改正でございます。

次に、17ページ中段の附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税を定めたもので、法改正による読替規定による整備及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の非課税に適用期限を、令和3年3月31日から令和3年12月31日の9か月間延長するものでございます。

次に、17ページ下段の附則第15条の2の2は、軽自動車の環境性能割の賦課徴収に係る読替規定による整備でございます。

次に、18ページ中段から21ページ中段の附則第16条につきましては、軽自動車税の種別割の税率の特例を定めたもので、現行の軽自動車税種別割のグリーン化特例対象区分の見直しを行った上で2年間延長し、令和5年3月31日までに取得したものを対象とする改正でございます。第1項は、制度見直しによる項が新設されたため、「第5項」を「第8項」に改め、改正し、第2項から第4項は、適用期間到来による文言を削除するものでございます。20ページの第6項から第8項は新設で、内容といたしましては、第6項は営業用乗用車の電気軽自動車等で軽減率75%、第7項は、営業用乗用車のガソリン軽自動車で、2030年度基準の90%達成車で軽減率50%、第8項は、営業用乗用車のガソリン軽自動車で、2030年度基準の70%達成車で軽減率が25%と、燃費基準等により軽減率が変わり、それぞれ取得した翌年度分のみ軽減となるものでございます。

次に、21ページ中段の附則第16条の2は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例を定めたもので、前条の項の新設による項ずれの改正でございます。

次に、21ページ下段から22ページの附則第25条は、住宅借入金等特別税額控除の特例に関するもので、住宅の取得等に係る住宅ローン控除の控除期間を13年とする特例を延長するもので、読替規定による整備でございます。

次に、23ページを御覧ください。

紀美野町税条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正内容ですが、23ページから26ページ中段につきましては、項ずれ、文言の改正及び法律改正に合わせた規定の整理でございます。

次に、26ページ中段の附則につきましては、施行期日は令和3年4月1日に施行するものです。ただし、第1号につきましては、第1条中、紀美野町税条例第34条の7第1項第1号の改正規定及び同条例附則第6条の改正規定並びに次条第1項の規定は、

令和4年1月1日から。第2号につきましては、第1条中、紀美野町税条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第5条第1項の改正規定並びに次条第4項の規定は、令和6年1月1日から。第3号につきましては、第1条中、紀美野町税条例附則第10条の2第15項の改正規定並びに附則第3条第4項及び第5項の規定は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から。第4号につきましては、第1条中、紀美野町税条例附則第10条の2第13項を同条第12項とし、同項の次に1項を加える改正規定は、特定都市河川浸水被害対策法の一部を改正する法律の施行の日からとなります。

次に、27ページ上段の第2条から29ページの第4条は、町民税等に関する経過措置を定めたものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。御審議いただき、原案のとおり御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

(税務課長 坂 昌美君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君)                      これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番 (美濃良和君)                      おはようございます。少しお聞きしておきたいと思えます。

3ページ、こここのところで、まず、第24条の2項、その中で線の引かれている「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」ということがございますけれども、要するに16歳未満というのは、今まで控除対象になってなかったわけですね。それが、これから控除対象になってくると。それから、後の文言等でもあるんでございますけれども、この「控除対象扶養親族に限る。」というこの部分ですけれども、これは、今までの現行どおりと、そういうことでよろしいんですね。16歳未満の者が対象外であったのが対象内に入ると、これだけの改正というふうに理解してよろしいのか、お聞きしたいと思います。

それから、15ページなんですけれども、15の13条ですね、第13条、農地に係るということで、商業地等にも関係するんでございますけれども、これは、3年度までやったんが5年度まで延びるんやと、こういうことでございますけれども、これは要するに減免されておったのが延びるというふうに理解してよろしいんでしょうか。お聞か

せいただきたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 税務課長、坂君。

(税務課長 坂 昌美君 登壇)

○税務課長 (坂 昌美君) それでは、私からは美濃議員の御質疑にお答えしたい  
と思います。

まず、3ページの第24条第2項、「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」という文言についてですけれども、もともと児童手当の改正が過去にありまして、そのときには、児童手当を国のほうから支給するという  
ことで、扶養控除はなくなったのですけれども、町条例において、個人住民税の均等割  
非課税の扶養親族の人数としては、16歳未満の者も含まれて計算されておりました。  
今回の改正につきましては、個人住民税の非課税の範囲として、2項にも書いておりま  
すけれども、法の施行地に住居を有する者でということ、国外に住まわれている親族の  
方の扶養控除における取扱いの見直しを踏まえた上での改正でございまして、もともと  
扶養親族の中には16歳未満の者も含まれておりましたので、現行と変わってはおりま  
せん。ですので、今回の改正につきましては、文言の整理をしたということの改正にな  
ってございます。

それと、15ページ、13条の令和3年度から令和5年度までということ、美濃議  
員のおっしゃるとおり2年間延びたということ、課税については変わりはありません。

以上、答弁とさせていただきます。

(税務課長 坂 昌美君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 11番、美濃良和君。

○11番 (美濃良和君) 少し分かりにくかったんです、もう一度お聞かせい  
ただきたいと思うんですが、要するに、今、年齢16歳未満についても控除の対象であ  
ったと。そういうふうに答弁いただいたわけですか。先に言われたように、児童手当の、  
民主党政権になったときですよね、確か、児童手当が子供手当か何かに変わって、若干  
増えたもので、この税の扶養の部分が、16歳未満がなくなったというふうに理解して  
おったんですけれども、それが元に戻ったというふうに、これを見て思ったんですが、  
そうでもないんですか。それ、もう一度お願いしたいと思います。

それから、15ページについてでございますけれども、特例が延長されたということ

で、それは分かるんですけども、要するに税の軽減部分がそういうふうに延長されたと、そういうふうに理解してよろしいんですね。その前の商業地帯についても同じなんでしょうけれど。それをもう一度よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 税務課長、坂君。

○税務課長（坂 昌美君） 美濃議員の再質疑にお答えいたします。

扶養親族なんですけれども、扶養控除、控除の対象ではなくて、扶養親族でありまして、合計所得金額の28万円に、その者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えたというところで、その数に世帯員の数として16歳未満の世帯についても、そこにカウントされるというふうな考え方で、それは現行と変わっていないということでございます。

15ページの第13条についても、議員がおっしゃられるとおりということでございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 要するにこの条例改正については、町民にとって不利になるものではないと、こういうふうに理解してよろしいんですね。

○議長（伊都堅仁君） 税務課長、坂君。

○税務課長（坂 昌美君） はい、議員のおっしゃるとおりでございます。

以上、答弁させていただきます。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑はありませんか。

5番、七良裕 光君。

（5番 七良裕 光君 登壇）

○5番（七良裕 光君） 12ページの土地の価格の特例で確認しておきたいと思ひます。

「令和元年度又は令和2年度」から「令和4年度又は令和5年度」ということで、改正案が出ておりますが、令和3年度分については、土地の価格の特例は適用されないんですか。説明願ひたいと思ひます。

（5番 七良裕 光君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 税務課長、坂君。

（税務課長 坂 昌美君 登壇）

○税務課長（坂 昌美君） 七良浴議員の御質疑にお答えいたします。

令和3年度分につきましては、令和2年度の課税標準を基準として、それを充てると  
いうふうになってございます。

以上でございます。

（税務課長 坂 昌美君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第45号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで、討論を終わります。

これから、議案第45号、専決処分について承認を求める件を採決します。

本案は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号、専決処分について承認を求める件は承認することに決定  
しました。

◎日程第 5 議案第46号 専決処分の承認を求めることについて

（紀美野町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する  
条例の一部を改正する条例について）

○議長（伊都堅仁君） 日程第5、議案第46号、専決処分の承認を求めること  
について（紀美野町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正す  
る条例について）、議題とします。

説明を求めます。

税務課長、坂君。

（税務課長 坂 昌美君 登壇）

○税務課長（坂 昌美君） それでは、議案第46号について御説明させていただ

きます。

議案書の30ページをお開きください。

議案第46号、専決処分の承認を求めることについて。

紀美野町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和3年4月23日提出 紀美野町長 寺本光嘉

次のページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、紀美野町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日 紀美野町長 寺本光嘉

理由でございます。過疎地域自立促進特別措置法が、令和3年3月31日に期限を迎えたことにより、固定資産税の課税免除等の対象や期限を定める必要が生じたため、紀美野町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の改正を行うものでございます。

次のページを御覧ください。

紀美野町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例。

令和3年3月31日

条例第 19 号

紀美野町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

この改正につきましては、過疎地域自立促進特別法が令和3年3月31日に期限を迎えたことにより、令和3年3月31日までに対象施設を新たに新設または増設したものが課税免除の申請をする場合に、課税免除が適用できるよう、条例の効力を残しておく必要があるための措置でございます。

附則において、第3項は、この条例は令和3年3月31日限り、その効力を失うを新設するものでございます。

第4項は、前項の規定にかかわらず同項に規定する条例の失効の日までに新設し、または増設した設備については、この条例は失効日後もなおその効力を有するを新設する

ものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。御審議いただき、原案のとおり御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

(税務課長 坂 昌美君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番 (美濃良和君) 確認しておきたいと思うんですがございますけれども、この条例というのは、対照表にありますように、今年の3月31日限り、この法律の改正によってあれが入ると、期間が入ってしまうんですけれども、そのことについて、今、さらに増設とかそういうものについてはその分も効力を有すると書いてますけれども、そういうふうなことで、要するにこの改正がなければ、この3月31日でこの特例的なものはなくなってしまうと、そういうふうに理解してよろしいんですね。確認したいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 税務課長、坂君。

(税務課長 坂 昌美君 登壇)

○税務課長 (坂 昌美君) 美濃議員の御質疑にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおりで、令和3年3月31日までに事業所個人のほうで新しく設備されたものに対して、課税免除ができるように救済措置として今回の改正になつてるといふことでございます。

以上、説明とさせていただきます。

(税務課長 坂 昌美君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで、質疑を終わります。

これから、議案第46号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これ、討論を終わります。

これから、議案第46号、専決処分について承認を求める件を採決します。

本案は、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号、専決処分について承認を求める件は承認することに決定しました。

◎日程第6 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて

(令和2年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第4号)について)

○議長(伊都堅仁君) 日程第6、議案第47号、専決処分の承認を求めることについて(令和2年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第4号)について)、議題とします。

説明を願います。

住民課長、東浦君。

(住民課長 東浦功三君 登壇)

○住民課長(東浦功三君) おはようございます。

私のほうから、議案第47号の説明をさせていただきます。

議案の33ページを御覧ください。

議案第47号、専決処分の承認を求めることについて。

令和2年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第4号)について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和3年4月23日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、34ページを御覧ください。

専決処分書でございます。

令和2年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第4号)について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日 紀美野町長 寺本光嘉

専決処分理由でございます。オンライン資格の本格導入の延期に伴う事業期間の延長が、3月26日に国のほうから決定されましたので、それに伴い、所要の補正を行う必要が生じたためでございます。

次の35ページを御覧ください。

専決処分内容でございます。

令和2年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第4号）。

令和2年度紀美野町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

令和3年3月31日 紀美野町長 寺本光嘉

36ページを御覧ください。

第1表繰越明許費、1款総務費、1項施設管理費、事業名は、オンライン資格確認サービス構築事業で、国吉、長谷毛原、両診療所のシステム構築料でございます。内訳は、システム構築委託料が83万6,000円、それから、電子証明書発行手数料4,000円、合計84万円でございます。

以上、簡単ですが、議案47号の説明とさせていただきます。

（住民課長 東浦功三君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） 36ページに、第1表繰越明許費としてオンライン確認サービス構築事業として84万円というのが計上されてるわけでございますけれども、もう少し御説明をお願いしたいと思います。この資格確認サービス、その点についてよろしく申し上げます。

（11番 美濃良和君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、東浦君。

（住民課長 東浦功三君 登壇）

○住民課長（東浦功三君） 美濃議員の御質疑にお答えいたします。

システムの概要のことをおっしゃっているとしますので、その概要について説明させていただきます。

医療機関が国保中央会及び社会保険診療報酬支払基金と資格確認についてオンライン化することによって、健康保険証の記号番号またはマイナンバーカードをお持ちの方については、そのマイナンバーカードによって医療機関にて資格確認を可能にいたします。このシステムによって、患者様にとりましては、国民健康保険、それから社会保険等、保険者が変わっても新たな保険証の発行を待たずに医療機関や薬局の受診等ができます。

それから、高額療養費制度を利用する際の認定書の持参が不要になるというメリットがございます。

それから、医療機関におきましても、過誤請求の削減につながったり、事務コストの削減が期待できる。そういうことでございます。

以上、説明とさせていただきます。

(住民課長 東浦功三君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで、質疑を終わります。

これから、議案第47号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで、討論を終わります。

これから、議案第47号、専決処分について承認を求める件を採決します。

本案は、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号、専決処分について承認を求める件は、承認することに決定しました。

◎日程第 7 議案第48号 紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長 (伊都堅仁君) 日程第7、議案第48号、紀美野町国民健康保険条例の一

部を改正する条例について、議題とします。

説明を願います。

住民課長、東浦君。

(住民課長 東浦功三君 登壇)

○住民課長（東浦功三君） それでは、私のほうから、議案第48号の説明をさせていただきます。

議案書の37ページを御覧ください。

議案第48号、紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

紀美野町国民健康保険条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年4月23日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございますが、新型コロナウイルス感染症の定義に引用しております、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴いまして、紀美野町国民健康保険条例の改正を行うものでございます。

38ページを御覧ください。

紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

紀美野町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

表中を御覧いただくと、附則第5項中、下線の部分でございます、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改めるものでございます。

39ページを御覧ください。

この改正条例は、附則といたしまして、公布の日から施行するとしております。

以上、議案第48号、紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明といたします。

(住民課長 東浦功三君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) 38ページの下線部分で、今説明があったのは、初めのところは同じで、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限るとして、令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機構に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ると、こうなっておりますけれども、こうなっておりますと変異株とかそういうものについての扱いはどうなってくるわけですか。その辺について、お聞きしときたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 住民課長、東浦君。

(住民課長 東浦功三君 登壇)

○住民課長(東浦功三君) 美濃議員の質疑にお答えしたいと思います。

変異株につきましても、感染症法の中で、新型インフルエンザ等の定義に含まれると理解しております。

以上でございます。

(住民課長 東浦功三君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで、質疑を終わります。

これから、議案第48号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで、討論を終わります。

これから、議案第48号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 議案第 49 号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第 8、議案第 49 号、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議題とします。

説明を願います。

税務課長、坂君。

（税務課長 坂 昌美君 登壇）

○税務課長（坂 昌美君） それでは、議案第 49 号について説明させていただきます。

議案書の 40 ページをお開きください。

議案第 49 号、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 3 年 4 月 23 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合等における保険税の減免に関する規定を整理するため、紀美野町国民健康保険税条例の改正する必要性が生じたためでございます。

次の 41 ページを御覧ください。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

附則の第 15 項でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度の収入が下がった方々に対して、国民健康保険税の減免措置を行っておりますが、その対象期間が延長されることによる文言の改正で、「令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日」に、「定められている保険税」を「定められている令和 3 年度分の保険税」に改めるものでございます。

次に、42 ページの第 15 項第 1 号は、新型コロナウイルス感染症の定義に引用している新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴う改正で、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 号の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロ

ナウウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。）」に改めるものでございます。

次に、42ページ中段から43ページの第2号のアからウは、保険料の免除対象者を明確にするため、「世帯の主たる生計維持者の」の文言を追加するものでございます。

附則でございませう。この条例は、公布の日から施行するものでございませう。適用区分は、この条例による改正後の紀美野町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございませう。

以上、簡単ではございませうが、説明とさせていただきます。

（税務課長 坂 昌美君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第49号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで、討論を終わります。

これから、議案第49号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第50号 紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第9、議案第50号、紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について、議題とします。

説明を願います。

税務課長、坂君。

(税務課長 坂 昌美君 登壇)

○税務課長(坂 昌美君) それでは、議案第50号について御説明させていただきます。

44ページをお開きください。

議案第50号、紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について。

紀美野町介護保険条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和3年4月23日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免に関する規定を整備するため、紀美野町介護保険条例を改正する必要性が生じたためでございます。

次の45ページを御覧ください。

紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例。

紀美野町介護保険条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

附則の第10条は、国民健康保険税条例の改正と同様で、現在、一定程度の収入が下がった方々に対して、介護保険料の減免措置を行っていますが、その対象期限が延長されることによる文言の改正で、「令和2年2月1日から令和3年3月31日」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日」に、「定められている保険料」を「定められている令和3年度分の保険料」に改めるものでございます。

次に、46ページの第10条第1項は、国民健康保険税条例の改正と同様で、新型コロナウイルス感染症の定義に引用している新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴う文言の改正でございます。

次に、第2号イは、保険料の免除対象者を明確にするため、「その属する世帯の主たる生計維持者の」の文言を追加するものでございます。

次に、第2号ロは、保険料の減免額を算定するための基本となる収入について明確にしたもので、「その属する主たる生計維持者の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得額をいい、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額。以下同じ。)のうち、」とする文言の追加でございます。

附則でございます。。

47ページをお開きください。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。適用区分は、この条例による改正後の紀美野町介護保険条例の規定は、令和3年以後の年度分の介護保険料について適用し、令和2年度分までの介護保険料については、なお従前の例によるものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。御審議いただき、原案のとおり御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

(税務課長 坂 昌美君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番 (美濃良和君) 少し分かりにくいのでお聞かせ、御説明願いたいと思います。

46ページですが、その下のロ、その属する主たる生計維持者の合計所得金額のところで、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額と、こういうふうになってますけど、これについての説明をお願いしたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 税務課長、坂君。

(税務課長 坂 昌美君 登壇)

○税務課長 (坂 昌美君) それでは、美濃議員の御質疑にお答えいたします。

合計所得金額とは、総合課税分といいまして、年金や給与、配当譲渡などのものと、申告分離課税分といいまして、株式の譲渡所得、土地建物等の譲渡所得などの所得を合計したもので、扶養控除や医療費控除などの所得控除を引く前の金額でございます。

介護保険料の判定に使われる合計所得金額というものは、先ほども申し上げました、まず、年金、給与、譲渡などの各所得金額の合計で、医療費控除や扶養控除を引く前の金額を指します。長期所得がある場合は、特別控除の金額を差し引いた額ということで、短期譲渡所得というものは、土地や建物を、年の1月1日現在で、その土地や建物の所有期間が5年を超える場合は長期譲渡所得と申しまして、5年以下の場合は短期譲渡所

得ということになります。それを、全体の収入から所得を引いて算定するというふうな  
ものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(税務課長 坂 昌美君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 11番、美濃良和君。

○11番 (美濃良和君) 最後にある特別控除額を控除しての特別控除額というの  
はどういうものになってくるのか、確認したいと思います。

○議長 (伊都堅仁君) 休憩します。

休 憩

(午前10時06分)

---

再 開

○議長 (伊都堅仁君) 再開します。

(午前10時08分)

○議長 (伊都堅仁君) 税務課長、坂君。

○税務課長 (坂 昌美君) 美濃議員の質疑にお答えいたします。

収用所得について、具体的に申し上げますと、主に一つ目は、収用交換等のために土  
地等を譲渡した場合の最大5,000万円が一つ。二つ目、特定土地区画整理事業や被  
災地の防災集団移転促進事業等のために土地等を譲渡した場合、最大2,000万円。  
最後に、特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合、最大1,500万円と  
いうふうなものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長 (伊都堅仁君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで、質疑を終わります。

これから、議案第50号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君）　　これで、討論を終わります。

これから、議案第50号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10　議案第51号　工事請負契約の締結について

○議長（伊都堅仁君）　　日程第10、議案第51号、工事請負契約の締結について、議題とします。

説明を願います。

企画管財課長、中前君。

（企画管財課長　中前貴康君　登壇）

○企画管財課長（中前貴康君）　　おはようございます。

それでは、私のほうから議案第51号、工事請負契約の締結について説明させていただきます。

議案書の48ページをお開きください。あわせて、議案説明資料も御覧ください。

議案第51号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年4月23日提出　紀美野町長　寺本光嘉

契約の内容でございます。契約の目的は、令和2年度繰越、かじか荘本館解体撤去工事でございます。契約方法は、指名競争入札でございます。契約金額は、8,072万9,000円でございます。契約の相手方は、和歌山県有田市辻堂446番地、株式会社保田組、代表取締役、北畑　忍でございます。

この工事につきましては、老朽化したかじか荘本館の解体撤去を行い、跡地について、駐車場などの整備を行うものでございます。

詳細につきましては、議案説明資料のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第51号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

（企画管財課長　中前貴康君　降壇）

○議長（伊都堅仁君）　　これから質疑を行います。

7番、西口 優君。

（7番 西口 優君 登壇）

○7番（西口 優君）　　この説明資料を見ると、町内業者というのではないように思うんですけど、そんなに難しい工事じゃないような気がする。そうしたときに、町内業者が入れるような方法で、指名競争入札なんで、入れるような方法を取ることができなかったんか。そういうふうと思うんですよ。一般論として、そんなに何か造るんじゃないかと、ただ取るだけの話の中で、そういうふうなことが可能じゃなかったんかな。できることなら町内の工事については、町内業者を利用してもらいたいと思うんですけど。入る方法というのは、当然、業者の指名選定基準なんかあったと思うんですけど。そこをもう少し柔軟な対応ができなかったんかなと。このように思います。だからその点について、説明を求めたいと思います。

（7番 西口 優君 降壇）

○議長（伊都堅仁君）　　企画管財課長、中前君。

（企画管財課長 中前貴康君 登壇）

○企画管財課長（中前貴康君）　　それでは、西口議員の質疑にお答えさせていただきます。

町内業者で受注ができなかったのかという主な趣旨の質疑だったかと思っておりますけれども、全て県内の業者での指名となっております。今回の規模の工事になりますと、当然、下請ということも十分考えられまして、建設業法等の関係上、特定建設業の許可を得ている業者を指名基準の一つに入れた関係上、結果的に町内業者がない状態になってしまいましたので、御理解賜りたいと思います。

（企画管財課長 中前貴康君 降壇）

○議長（伊都堅仁君）　　7番、西口 優君。

○7番（西口 優君）　　県内の業者、それは確かに理解はするんですけども、町内の業者にそれだけの能力がなけりゃ、それは仕方ないんですよ。だけど、そんなに難しいとは思わないんで、実際問題、そういう業種に関わっていないから詳しいことは分かりませんが、普通に考えたら、できなけりゃもうしゃあない、だけど、本当にその町内業者が入れない基準の工事、下請業者もあるというようなことを言うんだったら、下請業者が能力のある人ということになるかと思うんですよ。それだったら、元請から、

最初から下請じゃなくて元請にできなかったのかなと、そういうふう思うんですけどね。たとえ下請であっても、能力があるから下請ができるんで、そういうふう思うんで、その辺の考え方を再度聞かせていただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 企画管財課長、中前君。

○企画管財課長（中前貴康君） 西口議員の再質疑にお答えしたいと思います。

能力がというよりは、この予定価格が7,977万円という予定価格の設定をさせていただいてございます。先ほども申し上げましたとおり、下請を出す場合には、建設業法で定められております金額以上のものになりますと、特定建設業の許可というものが必要になってきます。そういった観点で、下請に出すことも想定できますので、特定建設業の許可を持っている業者ということで選定すると、結果的に町内業者がなかったということで御理解賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑はありませんか。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） 私も若干お聞きしたいと思いますけれども。仕事のないときなので、町内業者の方々も仕事が欲しいということにあるかというふうに思います。町内業者を入れられないとしても、分離発注できなかったのかどうか。ここに工事内容として、解体撤去工事と外構工事というふう書いてますけれども、これについて、そういうふうにならなかったのかどうかということについて、お聞きしたいと思います。

それから、この入札は1回ですか。あと、辞退をされた業者が4業者ございますけれども、それぞれ辞退された理由についてもお聞かせいただきたいと思います。

（11番 美濃良和君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 企画管財課長、中前君。

（企画管財課長 中前貴康君 登壇）

○企画管財課長（中前貴康君） 美濃議員の御質疑にお答えさせていただきたいと思います。

まず、1点目の分離発注できなかったのかという御質疑だと思います。

分離発注につきましては、議員も御存じのとおり、かじか荘につきましては、橋を渡っての限られた敷地内での場所となります。そういった観点で、できる限り効率よく工事を行い、早く工事を完了したいために分離発注することが難しいと判断させていただ

きました。また、現在、新館につきましては、再オープンいたしまして、経営している状況でございますので、分離発注することより同時に発注する方が、効率よく早く完了すると判断したため、分離発注せずに1回での入札とさせていただきました。

続きまして、辞退理由につきましてですけれども、辞退の理由につきましては、自社都合、もしくは技術者の配置困難というような理由が辞退の理由でございました。よろしくお願いたします。

(企画管財課長 中前貴康君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 11番、美濃良和君。

○11番 (美濃良和君) 現課長に聞くのも何でございますけれども、この工事自体が令和3年度に入ってしもたということで、先に現在の使用する新館が、要するに使っていくところになるというふうに考えるならば、新館のほうのエネルギー対策の工事がされてたわけですけれども、その辺との絡みで、もう少しこのところを考えてできなかったのかなというふうに、要するに早く進めて分離発注も含めてできるだけ町内の業者にということができなかつたのかなというのが気にかかります。

それから、答弁漏れたんですけれども、入札の回数についてもお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長 (伊都堅仁君) 企画管財課長、中前君。

○企画管財課長 (中前貴康君) 美濃議員の再質疑にお答えしたいと思ひます。

かじか荘の本館の解体撤去につきましては、同時に、併せて工事ができなかったのかという御質疑だと思ひますけれども、昨年度、省エネ化の工事を行っているときに、コロナの影響等で休業ということもございまして、かじか荘の今後のことを検討した上で、やはり本館というものを撤去することが妥当であると判断させていただきました。昨年、補正予算で設計業務ということで、設計が完了した後に工事の補正という形で対応させていただいておりますので、御理解賜りたいと思ひます。

また、入札の回数につきましては、1回でございます。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長 (伊都堅仁君) ほかに質疑はありませんか。

1番、桐山尚己君。

(1番 桐山尚己君 登壇)

○1番 (桐山尚己君) では、2点ほど質疑をさせていただきます。

まず、工事概要として、解体撤去及び敷地の整備を行うものであるということでございます。詳細な配置図及び外構計画図というのが添付されておりますけれども、外構計画図のほうで、本館の撤去を行っていただいた後、その敷地の整備を行っていただくわけですけれども、駐車場等の整備を行うという課長の御説明がありましたけれども、計画駐車場台数として、普通車35台、身体障害者用の駐車スペース2台、送迎バス1台、サイクルポート1か所ということで、配置がなされております。これを拝見する限り、一番遠い駐車場スペースから新館の入り口まで多少距離があることになっておりますけれども、雨が降った日などに濡れないで玄関に入っていけるように、各車両がアプローチ、ここは屋根があるものだという理解をしておりますが、ここまで近づいていって、乗員が降りて、ほとんど濡れなくて済むような設計になっているのかどうかという点が1点。

あと、本館撤去した後の、図の下のほうの部分がある程度スペースが空いておりますけれども、ここについては、将来的に、例えばイベントを何か企画して、そういったものに活用できるようにこういったスペースを確保してあるのかというふうに私は推察しておるんですが、その辺りの活用方法等についても御説明いただきたいと思っております。

以上です。

(1番 桐山尚己君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 企画管財課長、中前君。

(企画管財課長 中前貴康君 登壇)

○企画管財課長 (中前貴康君) 桐山議員の御質疑に、私のほうからお答えさせていただきます。

まず1点目の駐車場の玄関先へのアプローチの方法についてでございます。今回、本館の解体撤去した後、一般の方、もしくは送迎バスでかじか荘を利用される方は、今の新館の玄関のところまで車で、ロータリーというんですか、玄関付近までで乗り降りできる状態にするように、利便性を考えてそういうふうな対応を考えてございます。

続きまして、2点目の説明資料3ページのスペースがあるところの活用方法についてですけれども、こちらのほうにつきましては、指定管理者さんの独自の事業の、例えば各種いろんなイベントでありますとか、また、地元の方の農産物の販売であるとか、天文台との協力であったりとかという様々なイベントに活用するスペースとして活用したいと考えてございます。

以上、御理解賜りたいと思います。

(企画管財課長 中前貴康君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) しばらく休憩します。

休 憩

(午前10時30分)

---

再 開

○議長 (伊都堅仁君) 再開します。

(午前10時33分)

○議長 (伊都堅仁君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで、質疑を終わります。

これから、議案第51号に対して討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで、討論を終わります。

これから、議案第51号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第52号 控訴の提起について

○議長 (伊都堅仁君) 日程第11、議案第52号、控訴の提起について、議題とします。

説明をお願いします。

まちづくり課長、湯上君。

(まちづくり課長 湯上増巳君 登壇)

○まちづくり課長 (湯上増巳君) それでは、私からは議案第52号について御説

明させていただきます。

議案書の49ページをお開きください。

議案第52号、控訴の提起について。

超過勤務手当等請求事件について、次のとおり控訴を提起したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年4月23日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございますが、令和3年4月16日に、和歌山地方裁判所より言い渡された事件の第1審判決に承服し難いことから控訴するものでございます。

次の50ページを御覧ください。

控訴の提起について。

和歌山地方裁判所、平成29年（ワ）第325号、超過勤務手当等請求事件について、次のとおり公訴する。

1、事件名（第1審）は、和歌山地方裁判所平成29年（ワ）第325号、超過勤務手当等請求事件でございます。

2、当事者につきましては、議案書に記載のとおりとなります。

3、事件の概要ですが、まちづくり課に所属していた原告が、①未払いの残業代及び遅延損害金の支払い。②賦課金及び遅延損害金の支払い。③慰謝料及び遅延損害金の支払い。弁護士費用及び遅延損害金の支払い。④住宅家賃の返還及び遅延損害金の支払い。それと、訴訟費用の支払いを求めた事案でございます。

次の51ページを御覧ください。

4、判決の要旨（第1審）につきましては、残業代53万5,622円と、一部を除くそれに対する年14.6%の割合による遅延損害金の支払い及び訴訟費用のうち10分の3を支払うよう判決が下されました。

5、控訴の趣旨でございますが、（1）原判決中控訴人敗訴部分の取消しを求めるもの。（2）被控訴人の請求の棄却を求めるもの。（3）被控訴人に対し、第1審及び第2審の訴訟費用の負担を求めるものでございます。

7、本件に関する取扱いにつきましては、（1）本件の訴訟は、弁護士に委任する。

（2）判決の結果、必要があるときは上告するものといたします。

以上、簡単ではございますが、御説明とさせていただきます。御審議いただき、原案のとおり御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

(まちづくり課長 湯上増巳君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) しばらく休憩します。

休 憩

(午前10時37分)

---

再 開

○議長 (伊都堅仁君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時33分)

○議長 (伊都堅仁君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで、質疑を終わります。

これから、議案第52号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで、討論を終わります。

これから、議案第52号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第53号 令和3年度紀美野町一般会計補正予算(第1号)について

○議長 (伊都堅仁君) 日程第12、議案第53号、令和3年度紀美野町一般会計補正予算(第1号)について、議題とします。

説明を願います。

総務課長、坂君。

(総務課長 坂 詳吾君 登壇)

○総務課長 (坂 詳吾君) それでは、議案書の52ページをお開きください。

議案第53号、令和3年度紀美野町一般会計補正予算(第1号)。

令和3年度紀美野町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,867万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億3,307万8,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月23日提出 紀美野町長 寺本光嘉

予算に関する説明書に沿って説明させていただきます。お配りしてございます補正予算説明資料も併せて御覧いただきたく存じます。

それでは、予算に関する説明書の3ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

15款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金1億3,252万2,000円の増額補正で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

19款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金1,615万6,000円の増額補正で、基金を取り崩して繰り入れてございます。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

それでは、予算に関する説明書の4ページをお開きください。

2款総務費、1項1目一般管理費で391万4,000円の増額補正で、感染防止対策及びテレワーク対策としての勤怠管理システム構築事業として、職員が勤務する各施設に非接触タイプのタイムレコーダーを設置するための費用で、需用費の消耗品で2万2,000円、使用料及び賃借料のシステム等使用料で101万円、タイムレコーダー購入費として288万2,000円をそれぞれ計上してございます。

5目企画費2,785万4,000円の増額補正でございます。コロナ禍により学生生活に不安を抱えている大学生等のために就学応援給付金を給付するための費用で、需用費の消耗品費で3万円、役務費の郵便料で2万4,000円、負担金、補助及び交付金の大学生等就学応援給付金として2,780万円をそれぞれ計上してございます。

6目電子計算費410万5,000円の増額補正でございます。感染防止対策として、テレビ会議システムを増設するための費用を計上してございます。

3款民生費、1項9目総合福祉センター管理運営費27万7,000円の増額補正で、

感染防止対策として、総合福祉センターの受付窓口をボックス型に改修する工事費でございます。

4ページから5ページにわたりまして、2項4目こども園費32万6,000円の増額補正で、感染防止対策を強化するため、各こども園に検温装置を設置する費用でございます。

4款衛生費、1項2目予防費108万9,000円の増額補正で、非接触型体温計の購入費用で、町内全集会所に配置し、また、各地域のイベント等に貸し出すものでございます。

5款農林水産業費、4項1目山村振興総務費44万円の増額補正で、超過勤務手当等請求事件の裁判費用の弁護士委託料として44万円を計上してございます。

6款商工費、1項1目商工振興費4,000万円の増額補正でございます。コロナ禍により経営状況が厳しい町内の製造業等の事業所に対し、償却資産の修繕等に係る経費の一部を補助するため、4,000万円を計上してございます。

2目観光費1,300万円の増額補正でございます。町観光協会への補助金で、コロナ禍の収束後、観光客の誘客及び満足度の向上のためのWi-Fi設置に対する補助として250万円、20%の還元を設けたキャッシュレス決済を取り入れ誘客を増やすため、キャッシュレス決済還元事業の補助として450万円、合わせて700万円の補助金を計上してございます。また、生石高原において来客者のさらなる密回避のための景観等の整備を行うため、団体に対する補助金として、生石高原美化・環境整備補助金600万円を計上してございます。

9款教育費、1項教育総務費、3目教育諸費4,875万1,000円の増額補正でございます。感染防止対策を強化するため、児童生徒が使用するスクールバス及びマイクロバスに空気清浄機を取り付ける費用として、スクールバス等空気清浄機設置委託料143万3,000円、また、小中学校の授業で向かい合うことなく各自机上でできるグループ学習等を行えるよう、各小中学校に電子黒板を導入するための費用4,731万8,000円をそれぞれ計上してございます。

6ページに移りまして、4項社会教育費、3目公民館費133万1,000円の増額補正でございます。感染防止対策として中央公民館にある図書除菌機を購入するための費用で、委託料として図書除菌機保守点検委託料26万4,000円、備品購入費として図書除菌機1台の購入費用106万7,000円をそれぞれ計上してございます。

7目星の動物園管理運営費216万1,000円の増額補正で、書籍を介した感染拡大の防止を図ることを目的に電子書籍等での展示を行うため、非接触型パネルを導入する業務を委託する費用を計上してございます。

8目文化センター管理運営費543万円の増額補正でございます。このうち委託料26万4,000円と備品購入費のうちの106万7,000円につきましては、先ほどの公民館費での補正と同様でございます。また、備品購入費の残りの409万9,000円につきましては、文化センターでの入場制限において、ホール内に入れない方に対してもホワイエ等で視聴できるようモニター等を購入する費用を計上してございます。

以上、議案第53号、令和3年度紀美野町一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。原案どおり御可決くださいますようお願いいたします。

（総務課長 坂 詳吾君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前11時44分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時20分）

○議長（伊都堅仁君） これから質疑を行います。

7番、西口 優君。

（7番 西口 優君 登壇）

○7番（西口 優君） 予算に関する説明書の5ページ、製造業等機械設備修繕補助金4,000万円というのが含まれています。この使われ方について、もうちょっと製造業の機械修繕というのは案外町内では少ないように思うので、使われ方がどういう使われ方をするのか尋ねたいと思います。

それと、補助金なんで100%の補助になるのか、それとも業者が半分持ち出すとか、そういう部分があるかと思うんですけど、その点についても分かりやすい説明を求めます。

（7番 西口 優君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

(産業課長 吉見将人君 登壇)

○産業課長 (吉見将人君)                    それでは、西口議員の御質疑にお答えさせていただきます。

商工振興費の製造業等機械設備修繕補助金の内容についてでございますが、製造事業者等におきまして、直接製品を製造する機械設備等の修理に関する費用に対し補助する事業でございます。製造業に関しましては、和歌山県社会経済研究所発表の製造業における景気動向を示す景況BSIは、マイナス41.3%と業界全業種別の中で一番悪い状況にございまして、収益状況BSIもマイナス54.6、受注高の状況BSIにつきましてもマイナス52.2と、全業種中一番低い状況になってございます。

これまで、観光事業者に対しては、国のGo Toキャンペーン事業や国の電子チケット事業、農業に関しましては、国の4分の3を補助する経営継続補助金、高収益次期作交付金、予算を大幅に拡大した町の農業経営支援事業、商業に関しましては、紀美野町2020商品券やプレミアム付商品券事業など支援施策が行われてきました。

しかし、製造事業者に対しましては、支援が薄く、行き届いていない状況にございましたので、商工会からの要望、それから、産業建設委員会の議員の皆様からの御助言も参考にさせていただきます。景況状況を調査の上、今回、提案させていただくものでございます。

本制度は商工会が実施する補助事業でございます。交付制度につきましては、最終的に商工会と調整して決定することとなります。補助金の上限につきましては50万円、補助率は3分の2を考えてございます。補助対象は、製造業を主幹に見据えてございまして、償却資産税の分類中、機械及び装置に分類される機械設備などの修理が対象と考えてございます。また、申請見込みの件数は70件程度を見込んでございまして、予算4,000万円のうちには商工会で実施するための推進事務に対する補助も含まれてございます。

以上、簡単ではございますが、製造業等機械設備修繕補助金についての説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いたします。

(産業課長 吉見将人君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君)                    7番、西口 優君。

○7番 (西口 優君)                    3分の2で50万円という、そうしたら70件で3,500万円。残りの500万円は商工会がそれを進めるに当たって使われるということにな

るんですかね。本来だったらこういう費用は、そういう業者が全額使うべきであって、そういうふうに商工会がその一部を受け取るような形は不自然じゃないかなと思うんですよ。それと、あくまでも窓口が商工会、商工振興費となっている中で商工会に入らなければ使えないのかと、そういう部分がちょっと疑念に思います。だから、その点についてもどういう形なのか、商工会に入らなくてもそういう商工に関わってる業種の人だったら申し込めるのかなと、こういうふうに思うんですけど、その点どうなんですか。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見将人君） 西口議員の再質疑にお答えさせていただきます。

実質70件とまず申しますのは、70件程度ということでございまして、実際には72件になったり、73件になったりということで、3,500万円から3,800万円ぐらいになったりする可能性もございます。最大50万円ということでございまして、30万円であったり20万円であったりという数字がばらばらに、全額使う業者も全てではありませんので、数字は動いてくるものかと思えます。

それで、事務の推進に係る事務費につきましては、商工会が窓口となって各企業にお支払いするということになりまして、振込手数料であったり、その他諸経費、それから推進するための現地確認のための臨時職員の費用、そういったものが商工会のほうで負担となってきます。その部分についての補助金がこの中に含まれてございます。

続きまして、商工会員以外の人はどうかという御質疑でございますが、これにつきましては、商工会において申込みのあった全て、入っていない会員に対しましても申請を受け付けることとしてございますので、よろしく願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） 4ページでございますけれども、ちなみに2款1項1目一般管理費の中の備品でタイムレコーダーを買われるということでございますけれども、既に入り口にあるわけで、さらに何台か買うということについて、どういうふうな適用がされていくのか。

それから、企画費の中の18節、大学生等就学応援給付金ですか、これは大学生等に

なってますよね、これはどういうふうな運営の仕方をされるのかお聞きしたいと思いません。

それから、6目の電子計算費ですけれども、テレビ会議ができるようにということで先ほど説明があったかというふうに思うんですが、今もテレビ会議ができるようにということで、以前、4台でしたか、そういうふうな準備がされてるように聞いたんですが、これはどういうふうな形にされていくのか、お聞きしたいと思えます。

それから、今、製造業の話ありましたから、9款1項3目教育総務費の中の備品購入費で電子黒板4,731万8,000円、これについては以前、電子黒板ということで相当買いましたよね。確か民主党政権の頃でしたか、いろんな補助金があつて、それとの関係がどうであるのか、お聞きしたいと思えます。

それから、次のページ、9款4項の8目、文化センターで備品購入として516万6,000円、ホワイエ等に向けたということで516万6,000円が計上されておりますけれども、これについて、どういうふうな運営の仕方をされていくのか、お聞かせいただきたい。

それから、その上の委託料ですね、非接触型パネルということで星の動物園ですか、星の動物園の7目の216万1,000円についてもお聞かせいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 総務課長、坂君。

(総務課長 坂 詳吾君 登壇)

○総務課長(坂 詳吾君) それでは、私のほうから美濃議員の御質疑にお答えいたします。

まず、予算に関する説明書の4ページをお開きいただきたいと思えます。

2款総務費、1項1目一般管理費の10節から17節の備品購入費ということで、これにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策のために行う勤怠管理システムの更新に係る費用となっております。新型コロナウイルス感染症の蔓延によりましてテレワーク等が推奨され、働き方が変わる中で、勤怠管理においても非接触タイプを用いて勤務時間、超過勤務、休暇等について電子化することで感染率を極力減らすということで考えてございます。全部で24か所でタイムレコーダーを設置していくということで計画してございます。

それから、同じく4ページの2款1項6目の電子計算費の備品購入費で、テレビ会議システムの購入ということでございます。これにつきましても、新型コロナウイルス感染症の蔓延によりまして、できる限り接触回数を減らしていく中、会議等、最近増えてございます。リモートで開催されることが多いので、そういうモニターを整備して、テレビ会議等でできるような仕組みにしていきたいというものでございます。これにつきましても、6か所の計画をしてございます。

以上でございます。

(総務課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) まちづくり課長、湯上君。

(まちづくり課長 湯上増巳君 登壇)

○まちづくり課長 (湯上増巳君) それでは、私からは、2款1項5目企画費の18節負担金、補助及び交付金の大学生等就学応援給付金についての御説明をさせていただきます。

この事業内容でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により就学に係る費用の確保が困難となっている紀美野町出身の学生等の就学を支援するために、1人につき10万円を支給するものでございます。対象者といたしましては、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校は第4学年及び第5学年に限りです。または、専門学校に在学する者で、本人または保護者が本町の区域内に住所を有している者ということで対象とさせていただきます。

以上です。

(まちづくり課長 湯上増巳君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長 (曲里充司君) 美濃議員の御質疑にお答えさせていただきたいと思っております。

5ページ目の9款1項3目の教育諸費の備品購入費、教材用備品でございます。電子黒板の導入する関連費用なのですが、令和2年度をもちまして、児童生徒全てに1人1台のiPadの整備が完了しました。そのiPadとの関連できるような、今回、電子黒板の導入プラス教職員の方の授業運営の支援のために、今回、電子黒板の導入を行う予定になっております。

続きまして、6 ページ目の9 款4 項7 目の星の動物園の管理運営費の委託料で、非接触型パネル導入業務委託料です。こちらのほうは、星の動物園、月の館にはなりますが、非接触型のセンサーを備えたPC 付のディスプレイを設置するものでございます。その中では、天文現象イベントの紹介であったり、天文台の大規模改修を行いましたので、その改修途中の写真の紹介であったり、今までの天文台で撮影した写真のコンテンツ等を非接触の手段を用いて御覧いただけるような、来館者の方に紹介するというシステムを導入するものでございます。

続きまして、8 目の文化センター管理運営費の備品購入費でございます。文化センターのみさとホール等で上映するイベント等をお客様の密を避けて分散化するため、複数の場所でみさとホールの内容を外の映像へ映し出すようなモニターであったりとか、カメラ、スイッチャー等の購入を行うものでございます。また、ディスプレイにつきましては、ふだんはイベントの紹介であったりとか、そんなふうな形でデジタルサイネージということで、そういうふうな機能を備えた備品購入も併せてこの予算で行う予定となっております。

以上でございます。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 11 番、美濃良和君。

○11 番 (美濃良和君) タイムレコーダーについて、4 ページの2 款1 項1 目の備品購入費でタイムレコーダーを24 か所に設置すると、そういうふうに、今、答弁いただいたわけですね。その辺がちょっと数が多いなというふうに思うんですけど、もう少しその辺についての説明をお願いしたいと思います。

それから、企画費、5 目の18 節ですけれども、2,780 万円、大学生等の就学応援給付金1 人10 万円と、単純に計算すれば270 人ぐらいになりますよね。これはうちの出身というふうに言われましたけれども、そういうふうな、全学生を対象にするとそんなもんなんですか。その辺はどういうふうに、全部だったらいんですけど、全部でなければそれなりに対象を絞っていくんかというふうに思うんですが。それについてはどうなっていくのか、お聞かせいただきたいと思います。

その他の電子計算費、6 目。テレビ会議ということで、以前、テレビ会議をできるようにということで、たしか幾らかの予算を組んだというふうに思うんですけども。それとの関係はどうなるんですか。今言うてる5 か所というのは、町内の五つの施設が結

んでいくという、そういうふうなことに考えておられるのか、その辺のところをもう少しよろしくお願ひしたいと思います。

それから、その下の5ページ、9款1項3目の電子黒板4,731万8,000円ですよ。生徒の持つてるiPadと電子黒板を利用するということなんですけれども、具体的にもう少し、以前から言われてきてるそういうふうな電子黒板を利用したそういう教育ということが言われてきたというふうに思うんですけれども、その辺との関係でどういうふうに今後は使っていけるのか。もう少しよろしくお願ひしたいと思います。

よろしくお願ひします。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君） それでは、私のほうから美濃議員の再質疑にお答えいたします。

まず、4ページのタイムレコーダーの件でございます。タイムレコーダーにつきましては、これは今までにあるんですけど、これを買替えると、新しいものを買替えるということになります。24か所で25台の買替えを考えてございます。場所につきましては、本庁であるとか支所、総合福祉センター、消防本部、あと、こども園とか小中学校、公民館、そういったところで全てで24か所ということでございます。

それから、テレビ会議につきましてはですけども、テレビ会議につきましては、現在、テレビ会議があるのは当町で1台のみとなっております。それをさらに整備するために6か所、これも庁舎内で3か所と支所1か所、保健福祉センター1か所、消防本部ということをつないで、これは、庁内と出先の機関だけをつなぐのではなく、もちろんほかともつなげますので、そういうふうに整備していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） まちづくり課長、湯上君。

○まちづくり課長（湯上増巳君） それでは、私から美濃議員の御質疑の2款1項5目企画費の18節負担金、補助及び交付金についての答弁をさせていただきます。

対象者につきましては、278人を見込んでおります。この対象者については、令和2年度末における18歳から23歳の住民基本台帳、その人口の371人のうちの学校基本調査による高校卒業後進学率70%、就職率の割合を引いた、就職率約25%近くになりますので、残り5%を足した75%の方を対象として算定しております。先ほど

申しました学校の全ての学生さんを対象としております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 電子黒板の利用方法でございますが、例えば、前のときの学習の振り返りであったり、写真や資料を瞬時に拡大表示できたり、映像、アニメーションなどを動かすことにも特化した電子黒板となっております。提示した教材でのマーキングであったりとか、補足説明を直接画面にも書き込むようなこともできるような機能も備わっております。もちろん、子供たちが使用する i P a d の現在の作業情報を瞬時にディスプレイのほうへも表示できる、そのような機能も併せ持った電子黒板の導入というのを考えてございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

1 番、桐山尚己君。

（1 番 桐山尚己君 登壇）

○1 番（桐山尚己君） では1点、お聞きしたいと思います。

予算説明資料の6ページ、6款1項2目観光費の町観光協会補助金（W i - F i 設置事業）ということで250万円の計上がございます。これについて、W i - F i の設置箇所及び場所がお分かりのようでしたら教えていただきたいと思っております。

（1 番 桐山尚己君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

（産業課長 吉見将人君 登壇）

○産業課長（吉見将人君） 私からは、桐山議員御質疑のW i - F i 関係の補助金についての御質疑にお答えさせていただきます。

まず、このW i - F i の設置事業につきましては、これにつきましては、コロナ禍の中、マイクロツーリズムの傾向が強くなり、実は生石高原などには大阪、それから奈良などからたくさんの来客が増えてございます。それで、観光客は、ふれあい公園や生石高原、飲食店などの目的の施設から、他のパン屋さん、カフェ、ジェラートなどに多く流れているのが現状でございます。各店舗では、スマートフォンを見ながらゆっくり過ごされる観光客が実は多くなってございまして、それから、コロナ禍収束後に観光客をたくさん呼び込むために、観光協会、商工会、まちを挙げて昨年度より動画配信、絵本パンフ

レット、観光周遊パンフレットなどを作成して準備を進めているところでございます。

また、インバウンドを呼び込むためにインフルエンサーによる3本の動画も提供するような感じで努めてまいりました。

それで、近年、スマートフォンの普及に伴いまして、インバウンドや国内観光客を呼び込むためには、Wi-Fi環境が最近は必ず必須になってきてございます。多くの観光客は、カフェなどで休憩中に次の行きたい店を検索したり、パンフレットに掲載されているQRコードを使用してスマートフォンで検索しているのが現状でございます。

このことから、町の観光事業を活性化するためのWi-Fi環境の整備は必須条件となってきておりまして、このたび御提案させていただきましたこの事業は、町観光協会が観光事業者でWi-Fiを設置する各店舗に対して補助金を交付するといったものでございまして、現在、まだ観光施設の中でWi-Fiを設置していないカフェであったり、それから体験事業者であったり、そういうところから観光協会に補助金、Wi-Fiをつけるので補助金の交付をいただきたいという申請があったら、観光協会から補助金を交付すると。その観光協会から補助金を交付したのに対して、その実績に基づき町から補助金を支出させていただくというものでございまして、今のところはどこに設置するというのは決まってはございませんが、現在の観光協会の参加店舗は31店舗ございまして、そのうち何店舗からかのお申出があるかと思っております。

ついでに、その補助金につきましては、1店舗当たり上限を10万円としてございます。それから、補助率は3分の2でございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

(産業課長 吉見将人君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 1番、桐山尚己君。

○1番 (桐山尚己君) ただいまの説明、大変よく分かりました。

では、現在、現時点で町内のこういった観光協会に所属されてるようなお店ですとか、その他も含めてお分かりになれば、何店舗ぐらいWi-Fi対応をされているのかということをお教えいただければ幸いです。お願いします。

○議長 (伊都堅仁君) 産業課長、吉見君。

○産業課長 (吉見将人君) それでは、桐山議員の再質疑にお答えさせていただきます。

実際把握している部分については、全てこちらで把握はちょっとできてはございませ

んが、今現在、和歌山フリーWi-Fiという無料のWi-Fiを設置している業者と  
いうか、各店舗といたしますか、ふれあい公園も含めまして12店舗ございまして、現在、  
12店舗まで確認できております。そのほかについては、ちょっとまだ情報のほうは仕  
入れてございません。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで、質疑を終わります。  
これから、議案第53号に対し討論を行います。  
反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで、討論を終わります。  
これから、議案第53号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第54号 令和3年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第1号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第13、議案第54号、令和3年度紀美野町国民健康  
保険事業特別会計補正予算（第1号）について、議題とします。  
説明を願います。  
住民課長、東浦君。

（住民課長 東浦功三君 登壇）

○住民課長（東浦功三君） それでは、私のほうから、議案第54号の説明をさせ  
ていただきます。  
議案の56ページを御覧ください。  
議案第54号、令和3年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

令和3年度紀美野町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出の補正予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出をそれぞれ64万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,496万6,000円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月23日提出 紀美野町長 寺本光嘉

では、予算に関する説明書9ページを御覧ください。

歳入でございます。

3款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、2節特別交付金64万9,000円の増額補正でございます。これは、給与収入がある国保被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染し、労務に服することができない場合に支給される傷病手当について、国の財政支援が3月末から6月末まで延長されたことに伴うもので、特別交付金災害その他特別事業分として交付されるものでございます。

10ページを御覧ください。

歳出でございます。

2款保険給付費、6項傷病手当金、1目傷病手当金、18節負担金、補助及び交付金64万9,000円の増額補正でございます。歳入でも御説明いたしましたとおり、給与収入がある国保被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染し、労務に服することができない場合に支給される傷病手当制度が3月末から6月末まで延長されたことに伴うものでございます。

以上、議案第54号の説明といたします。よろしく申し上げます。

（住民課長 東浦功三君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） 予算に関する説明書の10ページ。今の説明では、3月から6月まで延長したということでした。ちなみに、この対象は何件ぐらい考えられるんか。

それから、このコロナが基本になってるかというふうに思うんですが、コロナというのは6月で収まるなんてとても考えられんわけですね。テレビ等見てましても、これからどんどん増えていくと、東京なんて6,000人とかというふうに大きな数字が上がってありましたけれども。国も、あるいは大阪も東京も非常にまずいことをどんどんやっていますんで、その影響がこの和歌山にも影響してきているというふうに考えた場合、今後とても6月に収まるということにならんというふうに思いますけれども。そうやってまいりますと、町としての対応はさらに延長とか、そういうことを考えてこの予算を組んでおられるのか、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 住民課長、東浦君。

(住民課長 東浦功三君 登壇)

○住民課長 (東浦功三君) 美濃議員の御質疑にお答えしたいと思います。

まず1点目、対象は何件かという御質疑だったと思います。対象といいますか、積算根拠の中から説明させていただきたいと思います。国保加入者で給与等の所得がある方を抽出いたしますと、1円でもある方を抽出しますと、令和2年度賦課状況の中では、948人ございました。ですので、対象は948人を最大と考えております。

それから、6月末まで延長されておる中で、今後の延長の具合はという話なんですが、この制度は昨年、令和2年度6月議会で予算計上させていただいておりました、そのときに9月30日まで、国の方針ですが、9月30日まででございました。それがコロナの感染拡大状況によって12月まで一度延びております。それからさらに3月31日まで延びました。今回、また6月末まで延びるということになっておりますので、今後、この感染状況を踏まえて国のほうからも、感染状況が収まらない限り延長されていくのではないかと私どもでは考えております。国の状況を注視しながら、今後のことを考えていきたいと思います。

以上でございます。

(住民課長 東浦功三君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 11番、美濃良和君。

○11番 (美濃良和君) そうすると、取りあえず令和3年の6月までを頭の中に入れてこの数字になると。今後についても状況を見ながらということに理解してよろしいんですね。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、東浦君。

○住民課長（東浦功三君） 今のところ6月末です。今後は国の方針も注視して、延長する場合は延長していきたいと、そういうふうを考えております。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで、質疑を終わります。  
これから、議案第54号に対して討論を行います。  
反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで、討論を終わります。  
これから、議案第54号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 発委第1号 紀美野町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第14、発委第1号、紀美野町議会委員会条例の一部を改正する条例について、議題とします。

提案者、議会運営委員長、上柏皖亮君、説明を願います。  
（議会運営委員長 上柏皖亮君 登壇）

○議会運営委員長（上柏皖亮君） それでは、委員会提出議案の1ページを御覧いただけます。

発委第1号。

令和3年4月23日。

紀美野町議会議長 伊都堅仁様。

提出者 紀美野町議会議会運営委員会委員長 上柏皖亮。

紀美野町議会委員会条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則

第14条第3項の規定により提出します。

提出理由を申し上げます。

常任委員会の所管の変更をするため、紀美野町議会委員会条例の改正を行うものであります。

2ページを御覧ください。

紀美野町議会委員会条例の一部を改正する条例。

紀美野町議会委員会条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分であります。

2ページから3ページにかけまして附則として、この条例は公布の日から施行する。また、常任委員会の同一性を保つための経過措置として、第2項及び第3項の規定を設けております。

以上であります。全員の御賛同賜りますようお願い申し上げます。

(議会運営委員長 上柏皖亮君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで、質疑を終わります。

これから、発委第1号に対して討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで、討論を終わります。

これから、発委第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 閉会中の継続調査の申し出について

○議長(伊都堅仁君) 日程第15、閉会中の継続調査の申し出について、議題とします。

議会運営委員会の委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉 会

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第3回紀美野町議会臨時会を閉会します。

(午後 2時07分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年4月23日

議 長 伊 都 堅 仁

議 員 美 野 勝 男

議 員 美 濃 良 和